

仕様書

1. 入札件名

機密書類廃棄業務（単価契約）

2. 目的

機密書類等（金具付きフラットファイル、綴じ紐、ステープラ針、クリップ等も含まれる。）を内容物とする廃棄箱（段ボール）を引き取り回収、搬出、運搬、機密情報を抹消処理する。

3. 契約期間

令和6年9月1日から令和7年8月31日までの1年間とする。

4. 履行場所

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンリルズ MORI タワー28階
独立行政法人農林漁業信用基金

5. 契約金額

（1）契約単価には、本業務履行のための一切の費用が含まれるものとし、その単価及び独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」。）が廃棄する予定数量は次のとおりとする。

契約単価 1箱につき金〇〇円（消費税及び地方消費税は含まない。）

廃棄予定数量 200箱 [約4,400kg（約22kg/箱）]（単価契約）

（2）契約単価は、品目別最小購入単位当たりの金額とし、支払額は契約単価に品目ごとに記載する金額に購入数量を乗じ、これに消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。

（3）廃棄予定数量及び重量は過去の回収数量から算出したものであり、実際の廃棄数量に伴い、異議を申し立てないこと。

（4）前項の消費税額および地方消費税額は、将来において消費税等の税率が変更された場合は、税率の変更の施行と同時に、税率変更後の税率に基づき、増額または減額されるものとする。

6. 廃棄箱（段ボール）の大きさ

廃棄箱1箱の大きさについては、原則として次のとおりとする。

- ・内寸法 幅455mm～465mm、奥行315mm～320mm、高さ280mm～290mm
- ・段ボールは信用基金で用意を行い、箱詰めまで完了する。

7. 回収・搬出時の留意点

- (1) 搬入車両の高さ制限は、3.05m、2tトラックショートまで。
- (2) 信用基金が所在する森ビルに事前作業届の提出を行う。

8. 回収等の日時

- (1) 回収頻度は契約期間中、原則3回を想定する。
予定月 ①令和6年9月頃、②令和7年3月頃、③令和7年8月頃
- (2) 回収は、発注日の翌日から起算して15営業日以内に回収すること。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条の規定による休日は除く。
- (3) 回収時間は、10時00分から16時00分（12時00分から13時00分を除く。）とする。

9. 実施方法等

- (1) 発注者職員立会いのもと受注者が回収、搬出、運搬、機密情報を抹消処理する。
なお、発注者職員立会いは、受注者の作業工程で可能な範囲で行う。
- (2) 本作業において、各建物及び設備等に損傷・破損等を与えないこととし、与えた場合は、受注者の責任、負担において原状回復を行う。
- (3) 作業完了後、後始末及び清掃を完全に実施し、発注者担当者の確認を必ず受ける。
- (4) 作業における、駐車場利用料金及び高速道路利用料金、車両金額等が発生する場合は、受注者が負担する。
- (5) 廃棄箱の回収、搬出、運搬、機密情報の抹消処理に係る作業・費用は、全て受注者が負担する。

10. 作業報告書

受注者は発注者へ、廃棄箱の運搬及び廃棄後、各実施について発注者へ作業完了報告書として、機密情報抹消証明書を発行する。なお、廃棄する直前の写真を添付する。

11. 秘密の保持

受注者は、善良なる管理者の注意義務及び秘密保持の義務を負い、特に次の点に注意する。

- (1) 回収した廃棄箱は、運搬途中等において散逸することのないよう、密閉性のある車両（ボックス型車両又はコンテナ）を使用する等厳重に取り扱う。
- (2) 廃棄箱は、原型のまま自ら使用または第三者に譲渡しない。

- (3) 本業務において知り得た事項については、第三者に絶対に漏らさない。
- (4) 受注者は、本業務を適正かつ円滑に履行するため、施設等の管理体制に必要な措置を講じる。
- (5) 受注者は、本業務の履行に当たり事故等が生じたときは、速やかに発注者担当に報告する。

12. 受注者の要件

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第 10 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項中、特別な理由がある場合に該当する。
(信用基金ホームページの「契約関連情報」を参照のこと。)
- (2) 公告日において令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 受注者の担当事業所は、プライバシーマーク付与認定、JIS Q 27001 又は ISO/IEC27001 のいずれかを取得していること。
- (7) 入札説明書に示す、すべての事項を満たすことができる者であること。

13. 再委託・再々委託

受注者は、本件受託業務の一部を第三者に再委託・再々委託する場合は、事前に発注者の承認を得る必要がある。

14. その他

詳細及び質疑については、発注者担当部署：総務課（TEL 03-3434-7815）の指示による。